

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者

小 松 裕

はじめに

鉄道鹿兒島線（門司・鹿兒島間）が全通したのは、一九〇九年一月二一日のことであった。当時の鹿兒島線は、現在のそれとはルートが異なり、八代から人吉・吉松をへて鹿兒島に抜けるコース、つまり現在の肥薩線（以下、本稿では、鹿兒島線ではなく肥薩線という名称を使用する）を通っていた。他の幹線敷設の際も少なからず問題になったように、海岸沿いのルートでは軍事的に問題があるというのが、内陸ルートに決定した主要な理由であったらしい。

全長九四マイル余の肥薩線の工事は、鹿兒島側が一八九九年八月に着手し、やや遅れて八代側から一九〇一年一月に着手されたが、途中、日露戦争で中断を余儀なくされた。また、トンネル六〇、橋梁八九、四〇分の一という急勾配やループ線の採用など当時の技術力では克服が容易でない難所が多かったために、工事は遅れるばかりであった。なかでも、人吉・吉松間の矢岳トンネルの工事は困難を極めた。

肥薩線の工事に朝鮮人労働者が使用されたことを私が知ったのは、水野公寿氏のご教示によるが、調べて行くうちに、最初は中国人労働者を移入していたことがわかった。交通博物館所蔵の『日本鉄道請負業史 明治篇』の次のような記述

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

肥薩線工事と中國人・朝鮮人労働者（小松）

からである。

人吉・吉松間の工事（前略）本区間の工事困難なるは云う迄もなく、材料運搬亦不便を極めるを以て山腹に仮道を開鑿し或は絶壁に棧道を架し、また矢岳隧道工事のためには請負者に於て矢岳を繞つて十二哩許の輕便鐵道を開設したのである。しかし一部分は輕便鐵道開設の余地なく、牛馬人肩に依り運搬するの外なき個所もありて工程の進行上に大なる支障となつた。之に加えて山間僻遠の地にて人煙稀少なれば人夫の供給意の如くならず、各請負者は支那苦力或は半島人夫を移入して之を補ひ工事を完成したのである。此の区間の工事は三十九年度より着手された。（三八四頁）

朝鮮人夫使傭の嚙矢 前工区より約一ヶ年後に次ぎの人吉寄りの工区が入札に出された。この時は真田三千蔵が現場主任として工事に当り、人夫不足を補充するため同組の朝鮮支店を通じて初て半島人夫百五十人許を使傭した。これは恐らく本邦の鐵道工事に半島人夫を使役した嚙矢であらう。初め橋口組では支那苦力百名許りを連れて来て此工事に従事せしめた。それに刺戟されて鹿島組では河岸を代え半島人夫を入れたのである。支那苦力の方は三ヶ月位にして端なく外交上の問題を惹起し遂に悉く返えすの余儀なきに至つたが半島人夫の方は幸運にも無制限に入ることが出来て工事に多大の便宜を得たのである。この工区で鹿島組は利益を上げ前工区の損失を埋め合はすことが出来たと云うことである。（三八七〜三八八頁、傍点小松、以下特別のことわりがない場合も同じ）

この『日本鐵道請負業史 明治篇』の記述によれば、最初、橋口組が中國人夫を移入し労働させたところ、「外交上の問題を惹起し」て追放されたが、鹿島組が移入した朝鮮人夫の方は「無制限」に入れることができた、とある。

これまでの在日朝鮮人史研究では、一九一〇年の朝鮮植民地化以前に日本に在住していた朝鮮人は主に外交官や留学生

ばかりで、その数は一〇〇〇人にも満たないごく少数であった、というのが「常識」であった。外国人労働者の移入は、朝鮮人も含めて、一八九九年七月二七日に公布された勅令第三五二号によって事実上禁止されていた、と考えられていた。このような「常識」に私も深く囚われていたので、肥薩線の工事に朝鮮人労働者を何故無制限に導入できたのか、不思議でならなかった。法の網の目をくぐった違法行為なのだろうと思っていた。

しかし、最近の金英達氏などの研究で、ようやくこうした「常識」の誤りが指摘されるようになってきた。「一」で紹介するように、勅令第三五二号が、おもに中国人労働者を対象にしたものであることは以前から指摘されていたが、さらに、朝鮮人労働者は、最初からこの勅令の対象外であったことが明らかになったのである。

とするならば、最初に導入された中国人労働者が排斥され、それに取って代わる形で朝鮮人労働者の移入がなされた肥薩線工事は、まさに、朝鮮植民地支配以前の日本の外国人労働者排斥政策の本質をそのまま具現化したものと言えよう。そこで、本稿では、最初に、勅令第三五二号に関する研究を概観してその性格を再確認し、次に、中国人労働者の移入と排斥の過程を整理し、最後に朝鮮人労働者の移入と労働状況を一九〇八年一月二六日に起こったストライキ事件を中心に見ていくことで、朝鮮植民地支配以前の段階に於ける外国人労働の一端を紹介してみたい。

一 外国人労働者排斥法（勅令第三五二号）の成立

一八九九年七月二七日に公布された勅令第三五二号「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業ニ関スル件」に関する先行研究のおもなものに、布川弘「内地雑居と外国人労働者排除の法制度―神戸沖仲仕組合の成立を中心として―」（『市場史研究』第六号、一九八九年六月）、許淑真「日本における労働移民禁止法の成立」（布目潮瀨博士古稀記念論集『東アジアの法と社会』所収、汲古書院、一九九〇年）、同「労働移民禁止法の施行をめぐる―大正一三年

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者(小松)

の事例を中心に」(神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』第七号、一九九〇年)が上げられる。この中で、許淑真氏の「日本における労働移民禁止法の成立」は、勅令第三五二号の成立過程に関する詳密な研究で、私がかここでそれを論じることは屋上屋を架すことになるが、以下の行論の都合上、私なりに再整理して述べてみたい。

勅令第三五二号の前身は、一八九四年八月の勅令第一三七号「帝国内ニ居住スル清国臣民ニ関スル件」に求めることができる。日清戦争の勃発で敵国人となった中国人に対する取締を目的にしたものであった。その内容は次の通りである。

第一条 清国臣民ハ本令ノ規定スル所ニ從ヒ帝国内從來居住ヲ許サレタル場所ニ於テ身体財産ノ保護ヲ受ケ向後モ引続キ居住シ且其ノ地ニ於テ平和適法ノ職業ニ従事スルコトヲ得但帝国内裁判所ノ管轄ニ服従スヘシ

第二条 前条ニ依リ帝国内ニ居住スル所ノ清国臣民ハ本令發布ノ日ヨリ二十日以内ニ其ノ居住地ノ府県知事ニ申出テ住所職業氏名ノ登録ヲ請フヘシ

第三条 府県知事ハ第二条ノ登録ヲ受ケタル清国臣民ニ對シ登録証書ヲ交付スヘシ

第四条 第二条登録済ノ清国臣民ハ其ノ居住地ヲ移転スルコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ先ツ其ノ登録証書ニ原居住地府県知事ノ裏書ヲ受ケ新居住地へ到着後三日間ニ其ノ地府県知事ニ申出テ更ニ第二条ノ登録ヲ受クヘシ

第五条 府県知事ハ本令規定ノ登録ヲ請ハサル清国臣民ヲ帝国内版図外ニ退去セシムルコトヲ得

第六条 清国臣民ニシテ帝国内利益ヲ害スル所為アル者、犯罪ノ所為アル者、秩序ヲ紊乱スル者又ハ以上ノ嫌疑アル者ハ各法令ニ依テ処分スルノ外府県知事ハ仍之ヲ帝国内版図外ニ退去セシムルコトヲ得

第七条 本令ハ帝国内官庁竝ニ臣民ニ雇用セラルル清国人ニモ適用ス

第八条 本令ハ交戦上ノ目的ノ為ニ帝国内軍衛ヨリ在留清国臣民ニ對シ發スル命令処分ニ関係スルコトナシ

第九条 本令發布ノ後ニ於テ清国臣民ノ帝国内版図内ニ入ルコトヲ許スハ府県知事ヲ經テ内務大臣ノ特許ヲ得タル者ニ限

ル

第十条 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

この勅令の骨子は、第一に在留中国人の登録制度にある。勅令發布後「二十日以内」にすべての在留中国人に登録をさせ、登録証書を発行し、また居住地を移転した場合も「到着後三日間」に府県知事に届け出させるというように、つねに府県知事の監視下に置くことを目的としている。第二には、国外強制退去制が指摘できる。登録手続きを取らない中国人だけではなく、日本の国益を害する行為をなした者や犯罪者秩序紊乱者などもその対象に上げられている。第三には、新規渡航者の入国制限が指摘できる。戦後日本の外国人登録法を想起させる内容であるが、この勅令第一三七号は、あくまで交戦国の国民を対象にしたものであったことに留意する必要がある。

勅令第一三七号のかわりに勅令第三五二号が公布施行されるまでの中国人排斥政策で注目しておかねばならないのは、日清講和条約が調印された直後の一八九五年五月二七日付けの陸奥宗光外務大臣の伊藤博文総理大臣への報告書⁽⁶⁾である。

本邦在留清国人へハ客歳八月以後単独内地旅行免状出願候トモ許可不相成義ニ有之候処日清平和相成候ニ就テハ自今欧米外国人同様ノ取扱ヲ以テ旅行免状許可セザルヲ不得義ニ付当省若クハ開港場所在ノ地方長官ヨリ交付スルコトニ致シ尚ホ右出願ニ関スル手續ハ当分米国公使若クハ領事ノ保証ヲ以テ出願セシメ候様相定メ候依テ各開港場所在ノ地方長官へハ右様可取計旨致内訓置候間此段及具報候也

明治二八年五月二七日

外務大臣子爵陸奥宗光 印

内閣総理大臣伯爵伊藤博文 殿

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者(小松)

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者(小松)

この報告から分かることは、勅令第一三三七号の施行後、在留中国人の「単独内地旅行免状」の下付申請があっても許可しなかったが、講和条約の調印により「平和」が回復したので、中国人にも「欧米外国人同様」に旅行免状を許可せざるを得なくなったので、外務省もしくは開港場所在の地方長官から交付するようにしたい、ということである。当分の間は、「米国公使若クハ領事ノ保証」がないと出願できないという手続き上の制限はあったものの、勅令第一三三七号による制限の緩和の第一着手といえよう。

一方、在留中国人取締方針をめぐって外務省と対立関係にあった内務省でも、一八九七年から勅令第一三三七号に代わる別の「滯国人取扱規則」の起草作業が進められていた。それは、「滯国人ハ従来ノ居留地又ハ将来地区ヲ指定シ其ノ地ニ限リ居住スルヲ得セシムル案」であったようだが、「労働者及行商」を除く「正当ノ営業ヲ為ス者」には「他ノ外国人同様居住営業ノ自由ヲ与フルモ差支ナシ」というように内務省内の考え方が変化してきて、ここに中国人労働者を対象にした外国人労働者排斥法(即ち勅令第三五二号)の立案が企画されたのである。

勅令第三五二号の内閣案が枢密院に下付されたのは、一八九九年七月一日のことであった。枢密院では、尾崎忠治を委員長とする委員会^①を発足させ、七月一九日に委員会修正案をまとめた。そして、七月二一日に枢密院会議が行われ、その場で最終的に条文が決定され、七月二七日に勅令第三五二号として公布されたのである。ここで、審議の過程を明らかにするために、内閣案と委員会修正案、それに枢密院で決議された条文の三つを対比してみよう(傍線が変更・追加部分である。ただし委員会修正案と枢密院の決議は変更のあった第一条と第二条のみ上げることにする)。

内閣案(「御下付案」)

勅令第 号

第一条 外国人ハ条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ居住、移転、営業

其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得但シ労働者及行商ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

労働者ノ種類及本令施行ニ関スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第二条 前条第一項但書ニ違背シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

附則

第三条 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第四条 明治二十七年勅令第百三十七号ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

委員会修正案

第一条 外国人ハ条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住、移転、營業

其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得但シ労働者ハ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

労働者ノ種類及本令施行ニ関スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第二条 前条第一項但書ニ違背シタル者又ハ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ前条ノ労働者ヲ使役シタル者ハ二百円以

下ノ罰金ニ処ス

枢密院決議

第一条 外国人ハ条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住、移転、營業

其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得但シ労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ

居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

労働者ノ種類及本令施行ニ関スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

肥薩線工事と中國人・朝鮮人労働者（小松）

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者(小松)

第二条 前条第一項但書ニ違背シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス^⑧

枢密院会議の論議の焦点になったのは、「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル」外国人労働者の「従前ノ居留地及雜居地以外」での労働を認めるか否かであった。許淑真氏が指摘しているように、条約によって居住の自由を有する者とは、条約改正によって内地雜居が認められる欧米諸国の国民のことであり、また、慣行によって居住の自由を有する者とは、枢密院の会議で、原案の趣旨説明をした小松原英太郎内務次官が「韓国人ノ如ク慣行ニ依テ自由ヲ有スル者」と明言しているように、不平等条約によって領事裁判権を持たない国民を指している。すなわち、本稿で問題にする朝鮮人労働者は、初めからこの勅令の対象外であったのである。そこで、枢密院の議事録を参照して、この勅令の狙いが奈辺にあったのか検討してみよう。

まず、小松原内務次官が、「本案ニ於テハ清国人ト謂ハシテ^⑨外国人ハ云云ト規定シタルハ此ノ中ニハ清国人無条約国人及無籍外国人ヲ包含ス特ニ清国人ト謂フコトヲ掲クルハ清国ニ対シテモ感情上面白カラス依テ此ク広義ノ文字ヲ撰ヒテ掲クルコトトナセリ」と述べているように、この勅令が中国人労働者を対象にしていることは明白であった。その前提の上で、副島種臣、大島圭介、鳥尾小弥太らの「開放主義」(制限的開放主義) || 原案支持派と、尾崎忠治、細川潤二郎、海江田信義らの「絶対的制限説」 || 委員会修正案支持派とが対立したのである。

「絶対的制限説」を主張するグループの意見は、大要次の通りであった。

まず、日本の風俗に与える影響が懸念された。「支那人中ニモ労働者ハ最下等ノ人民ニシテ此ノ種ノ者カ我内地ニ入来ルトキハ我風俗ニ影響ヲ及ホスコト甚シカルヘシ」(尾崎)、「支那ノ労働者全国ニ蔓延センカ彼ハ卑劣ノ人種ナリ人ヲ欺キ盗ヲ為シテ耻ツルヲ知ラス彼ノ労働者ノ入来ヲ嚴禁スルハ詐欺、竊盜、殺人等ノ禍ヲ未萌ニ防クモノニシテ仁ノ極ナリ(中略)支那労働者ノ入来ヲ嚴禁シ我民ヲシテ惡風ニ陥ラサル様セサルヘカラス」(海江田)。

第二には、「衛生」に及ぼす悪影響が指摘されている。「支那人ハ衛生上ニ不注意ナル人民ナリ労働者入来ノ曉我ノ衛生上ニ及ホスヘキ結果モ亦熟慮セサルヘカラス」(尾崎)、「支那人ハ衛生上ニ於テモ大害ヲ惹起スヘキハ言ヲ須タサルコトト信ス」(細川)。

第三に懸念されたのは、労働問題の惹起である。まず、「彼ノ労働者ノ生活ノ程度ニ於テモ日本ノ労働者ト比較ニナラス賃銀ノ競争ニ於テ我労働者ハ必ス敗ヲ取ラン」(細川)というように、低賃金労働も辞さぬ中国人労働者の大量移入によって日本人労働者が駆逐されることを懸念している。さらに、河瀬眞孝は、日本人労働者の同盟罷工の対抗手段として経営者側が中国人労働者を移入するようになれば、日本人労働者と中国人労働者との間で「衝突必起ルヘク或ハ血ヲ見ルニ至ルヘシ」と、囚人を使用して同盟罷工が起こらないようにしている三池炭鉱の例を引き合いに出しながら労働者同士の争闘を懸念しているのが、注目できる。

その他、中国人には「愛国心」が薄いという問題も例によって指摘されたが、いずれにも共通するのが、中国人に対する徹底した侮蔑意識であった。たとえば、細川は、「某国人ノ弊害ハ甚シキモノニシテ殆人間ヲ以テ目スヘカラサルモノアリ」「支那人ハ残酷ニシテ險惡ナリ」と決め付け、「支那人ノ労働者ハ人間ノ「パチルス」ト謂フモ不可ナキカ如シ」とまで放言している。

これらの理由から、尾崎らは、「行政官庁ノ許可ヲ受クルヲ要スト為ストキハ實際之ヲ拒否スル場合極テ少カルヘク制限ヲ設クル效ナカルヘシ」(中略)故ニ一步ヲ進メテ十分ニ制限ヲ加ヘ目的ヲ達シタシ」(細川)と「絶対的制限説」を主張したのであった。

しかし、尾崎らの修正案は、賛成少数で否決され、最終的に、規制対象から「行商」が除外され、罰金が二〇〇円から一〇〇円に変更された他は、原案の趣旨通りに「行政官庁ノ許可」という文言を残す形で決定されたのである。そして、委員会修正案にあった中国人労働者を雇用了した経営者に対する罰則規定が削除されたことも看過してはならない。罰則規

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

定がなかったことが、人手不足に悩む土建業者をして安易な中国人労働者の移入に走らせたとも言えるからである。⁽¹⁵⁾

こうして、勅令第三五二二号が交付され、その施行細則が内務省令第四二二号によって定められた。そこで、「労働者」の「種類」が、「農業漁業鉱業土木建築製造運搬挽車仲仕業其ノ他雑役ニ関スル者ヲ云フ」と規定され、同時に許可業務をつかさどる「行政官庁」は「庁府県長官」と決定された。また、許淑真氏らの研究によれば、内務省は、勅令第三五二二号と省令第四二二号の発令後の七月二八日、各庁府県長官にあてて訓令第七二八号を発し、省令で規定された「労働者」は総て「従前の居留地及び雑居地以外に於て居住し、その業務を行うことを許可してはならない」こと、「当分の間は、一々内務大臣の指揮を持って許可すること」等を指示したという。ということとは、つまり、内務省の方針は、中国人労働者の居留地雑居地以外の地域での労働の事実上の不許可にあった。その意味では樞密院本会議における「絶対的制限説」の立場と同じである。勅令の「行政官庁ノ許可」という文言は、「清国人」と明言しないで「外国人」としたのと同様に、対外的な「配慮」に過ぎなかったといえよう。しかし、「行政官庁ノ許可」があれば中国人の労働も可能であるかのような曖昧さを残してしまったことも事実であり、実際、「各地各行政長官において、勅令は多様に解釈施行され、法の不統一な状態となっていた」という。⁽¹⁶⁾

二 中国人労働者の移入と排斥

前節でみたように、勅令第三五二二号の真の狙いは中国人労働者の移入禁止にあった。そのような中国人工夫を、『日本鉄道請負業史 明治篇』によれば、橋口組が「百名許り」連れて来て使役したが、「外交上の問題を惹起し」て国外退去させられたというのである。そこで、この間の経緯を、事実関係の検証も含めて、『九州日日新聞』の記事を素材に辿ってみたい。⁽¹⁷⁾

人吉・吉松間の工事は、全部で六工区に分けられた。工事を担当した業者を人吉側から見ると、まず大畑（おこば）のループ線を含む最初の工区を間組が落札した。次の一工区は、橋口組の名義で落札した大本五平（大本組）が担当し、その次の矢岳トンネルを含む難所の二工区を鹿島組が落札した。この二工区の現場責任者は、それぞれ真田三千蔵と勝田末吉であった。そして、吉松側の二工区を、これも橋口組名義で落札した大本組が担当した。つまり、中国人労働者を移入したのは、橋口組ではなく大本組であったのである。

この問題に関する記事が具体的に最初に『九州日日新聞』に現れるのは、一九〇七年八月二五日のことである。

●清国入使役問題

鉄道庁にては、鹿兒島県工事請負人は、労働銀、其他の關係より、曩に三十名の清国労働者を輸入使役したるに成績意外に良好なりしやにて、既報鹿兒島来電の如く今回更に三百名雇入れの契約をなしたるより同地付近の一般本邦人間には少からざる恐慌を来し延いて、渠当局者の措置を非難するものさへある由なるが由来外国労働者の内地使役に関しては明治三二年七月勅令第三百十二條の其都度行政官庁の許可を受く可しと規定しあり、今回の清国労働者雇傭に關しても、勿論渠当局者の許可を受けたるものなれば、手続に於ては何等疑懼なきも、本邦労働者間に於ける空前の出来事なれば、早晩一種の労働者問題として世論を惹起すに至る可く、前記清人の労働銀は一ヶ月僅に十円にして邦人に比し三割乃至五割の廉価なるにも拘はず、彼等は孰れも満足を表し居れりと云ふ

この記事によれば、中国人労働者は、最初、試験的に「三十名」が導入され、その「成績」が「良好」であったために、更に「三百名」と契約した、という。そして、大盤の中国人労働者が入って来たことで、地元在住民が「恐慌」を来していることや、低賃金で働く中国人労働者が日本の労働者にとっても脅威であることが、「早晩一種の労働者問題として世

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者(小松)

論を惹起すに至る可く」という表現で語られている。それに、勅令第三五二号に則って行政官庁の許可があったように記しているが、はたしてどうであろうか。続報をみてみよう。九月三日の記事である。

●支那労働者の立退き命令

肥薩鉄道工事請負の某組は該工事の工夫に使役せんが為め支那人の是迄大連に於て働き居たる者二百余名を連れ来り去月十二日鹿兒島に上陸したるが其内の百三名は去月十九日本県球磨郡藍田村に係る該鉄道線路工事に労働の爲め入り込みたること全二十二日に至りて其筋に聞えたり然るに右は明治三十六年勅令の趣旨及内務省内訓の次第に違背するを以て本県庁は直ちに佐々木警部を球磨郡に派遣し人吉警察署長に旨を伝へて之れが立退きを命ぜしめたりしが右支那労働者を雇来りし某組と支那労働者の間には初めより完全なる契約の成立したるものなく単に労働賃一人一月十五円を給すると云ふ位の約束にて来路の旅費を給して連れ来りたる由にて此の本県内立退きの命令を受くるや某組合は直ちに支那労働者に対し解僱の旨を云ひ渡したるにぞ彼等労働者は恰も木より離れし猿の如く非常に進退に窮し其境遇憐むべき者あれども本県庁は勅令の趣旨を枉ぐべきにあらざれば一面には断然速に本県内を立退べきを敕命し一面には更に黒江警務課長を球磨郡に出張せしめ雇主たる某組合に対し相当の旅費を給し本国に送還するの手續を執るべき旨を諭し居れりと云ふ某組合の契約不備の点に藉口して其責を免れんが為め解雇せしは甚だ穩ならざる行為にして徳義上より之を見るも仮令ひ既に解雇するも相当の旅費を与へ之を送還するは当然の事なるべし而かも此多数の労働者を送還するの費用未だ少額にあらざれば某組合は果して之を如何にせんとするや将来の成行きは更に聞き得て報ずべし

この九月三日の記事からわかることは、中国人労働者は「大連」から連れて来られたということと、八月一二日に鹿兒島に上陸した中国人労働者の中の「百三名」が、八月一九日に球磨郡藍田村(16)の工事現場に到着したことである。ところ

が、熊本県では、すぐに佐々木警部を派遣して中国人労働者に立ち退きを命じたというから、行政官庁の許可を得ており手続的には問題がないという先の記事は、こと熊本県に關しては誤報のようである。そして、「某組合」が契約不備を理由にすぐ中国人労働者を解雇したらしく、それではあまりにも無責任で「徳義上」も問題が多いとして、熊本県は別に黒江警務課長を派遣して「某組合」と折衝し、責任を持って送還するよう申し渡したというのである。

『九州日日新聞』で「某組合」の実名が初めて報道されるのは、九月八日のことである。この九月八日の紙面には、「支那労働者の送還」、「支那労働者去来顛末」と題するさらに詳しい記事が掲載されているので、後者の方を紹介しておこう。

●支那労働者去来顛末

別項、支那労働者が肥薩鐵道工事に使はるるが為め大連より渡來せし次第を聞くに該工事は意外に労働を要し人夫の不足を嘆ずる者あるより大本組は試験的に支那苦力を輸入することとなり去六月二十七日大連に在る同組出張所の手を経て三、十三名を輸入使用せしに其成績良好なりしたため更に第二回の輸入に着手したる其數二百二十六名（内一名着後死亡）去月八日大連を發し長崎を経て全一二日鹿兒島に上陸して直ちに吉松に赴き一泊し全十四日頃より矢岳の工事に使役し居りしに去十七日鹿兒島の警官大本組に至り、本日中に相当の手續するか或は本日中に退去するか其一を選ぶべしと沙汰したるが本日中の手續は到底不可能なるを以て已むを得ず苦力一行を宮崎県管内の松尾（つひ）に移転せしめたり左れど何分にも二百數十名の一行を宿泊せしむべき所なきを以て野宿山宿と云ふの騒ぎなるより翌十九日の未明一行の内より百三名を分離して本県球磨郡に移し入れたる由なり然るに宮崎県に在ても此の意外の珍客が鹿兒島県より追ひ立てられしが如きホウ／＼の態にて入來せしを知り安然座視すべきにあらざれば二六日の夜に至り警部巡查八名を派し本県内に居住すべからず只今より直に退去すべしと命じたるも鹿兒島県より追立られて僅かに数日またも此命令に接したる彼等は途方に暮れ今は頭として動かすどうとも処分せよなど叫ぶものある位なりしが警官等に口を極て懇談するにぞ遂に夜中四

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

名の病患者を引摺り野山を越えて他の地方に引越したり斯く鹿児島官崎の間を彷徨し其一分は本県管内まで転入したる彼等苦力も今は雇主の手を以て本国に送還することとなりて事は全く落着したるも之を其初め鹿児島に上陸せし際に於て直ちに相当の処分を執りたらんには、斯る複雑なる関係となり、三県に渉りて面倒の手数、煩はすの必要を見ざりしなれば、現に先日長野県内に於る鉄道工事に使役せんが為め輸入せし支那苦力五十名は其神戸に上陸なるや兵庫県庁に於て直ちに之を差押へ遂に去る六日本国に送還することとなれり鹿児島県に於て此の兵庫県庁と同との処分を執らざりしは遺憾と云ふべし

以上の三つの記事を総合すると、肥薩線工事の中国人労働者使役問題の顛末を次のようにまとめることができる。

人夫不足を解消し、さらに工費を安く抑えようとの狙いで、大本組が大連にある同組の出張所の手を経て、一九〇七年六月二十七日に、試験的に中国人労働者三三名を移入し使役したところ、成績が良好だったので、第二回目の移入を計画した。二二六名の労働者を募集し、八月八日に大連を出発し、長崎を経由して、八月一二日に鹿児島に上陸した。そして、すぐに吉松に赴き、そこで一泊したあと一四日頃から矢岳の工事現場で使用した。ところが、八月一七日に、鹿児島県の警官がやってきて、一七日中に「相当の手續」をとるか退去するか二者択一を大本組に迫ったので、大本組では本日中の手續きは不可能であると、一旦中国人労働者全員を宮崎県の「松尾」に移した。しかし、「松尾」には、二〇〇名以上の労働者を宿泊させるような施設がなかったので、「野宿山宿」させるはめに陥り、一九日未明に一行のうちの一〇三名を球磨郡藍田村に移し工事に使用した。大量の中国人の移入に地元住民が「恐慌」をきたし、県庁の責任を問う声上がるほど騒ぎが大きくなると、熊本県にもその情報が二二日に伝わり、熊本県は直ちに佐々木警部を派遣して、中国人労働者に対して、勅令第三五二号に違反するから即座に退去するよう命じた。さらに、黒江警務課長を派遣して、大本組に対して「相当の世話」をして本国に送還するよう説諭した。一方、宮崎県でも、二六日に警部巡查併せて八名を「松尾」に派遣

し、中国人労働者に立ち退きを命じたので、やむを得ず病人四名を「引摺」って「他の地方」（地名は不詳）に移転した。こうして、中国人労働者たち「二百三十余名」は、さんざんたらい回しにされたあげく、九月二日に鹿児島港から本國に送還されていった。

後日談として、九月二六日の『九州日日新聞』には、脱走したのか、送還を免れた二人の中国人が熊本市の春日町に現れたことが出てくる。大連出身の「陳福」（二七才）と奉天出身の「城勇素」（二八才）という。そのほかにも、鹿児島から球磨地方を越えて熊本市に現れた中国人が何人かいたらしい。先の二人は、一円六〇銭余りを恵んでもらい、汽車で大牟田まで送ってもらったと新聞に出ているので、あるいは、帰国の旅費を稼ぐために三池炭鉱などで働いたのかもしれない。また、九月の末には、中国人を装った二人組の強盗が八代郡宮地村でつかまり、大きな話題を呼んだ。このあたりにも、中国人に対する住民の恐怖心を窺うことができる。

このように、大本組が移入した中国人労働者は、全部で二五九名（うち一名は到着後に死亡）の多数に上る。そして、大本組が担当した三区間のすべてで、短期間ではあったが働かされているようである。注目すべきことは、「支那労働者去来顛末」の記事の最後の部分に明らかのように、長野県の鉄道工事でも五〇名の中国人を使用しようとしていたことである。こちらの場合には神戸港で待ったがかかり、九月六日に本國に送還されたようだが、大本組ばかりではなく、当時の鉄道工事関係者の間では、工事に中国人労働者を使おうという発想が割合に一般的であったことが推測できる。

以上のように、肥薩線工事に使役された中国人労働者が送還されたのは、『日本鉄道請負業史 明治篇』が記すように、「外交上の問題を惹起」したからではなく、まさに中国人労働者を対象に制定された勅令第三五二号を適用したからであったことが明らかになった。

しかし、新聞報道をたどるだけでは事実関係を完璧に把握することは難しく、いくつかの疑問が残されたことも事実である。疑問の一つは、六月二七日に移入された三三名の中国人労働者が、何故二ヵ月近くも労働が可能であったのか、と

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

いう点である。これに関連して、二つには、官設であり、鉄道作業局鹿兒島出張所（のち鉄道院鹿兒島出張所）の監督下に行われたはずの肥薩線の工事に、何故に「違法」な存在であった中国人労働者が二ヵ月近くも従事しえたのか、という点である。そして三つめは、中国人労働者に対する鹿兒島・熊本・宮崎三県の対応を見るに、熊本・宮崎の両県は即刻立ち退きを命じているのに対して、鹿兒島県の警官だけが何故「相当の手續」もあわせて指示しているのか、という点である。さらに四番目に、第二回目の大盤移入に際して大本組が許可申請をしていなかったことは判明するが、第一回目の三名分についてはどうであったのか、という点である。七五頁に引用した「清国人使役問題」という記事が、「鉄道庁にては」という書き出しではじまっていることを考えると、監督官庁の承認の下で行われていたように受け取れるし、鹿兒島県が勅令第三五二号に従った許可を与えていたようにも読める。第一回目の移入分のみ大本組が許可申請を行い、監督官庁の承認の下で鹿兒島県が許可を与えていたと考えれば整合するのだが、真相はまだまだ数の中である。⁽¹⁰⁾

三 朝鮮人労働者の移入とストライキ事件

肥薩線の工事に朝鮮人労働者がいつ頃から使用されるようになったのか、詳しいことはわからない。「九州日日新聞」に朝鮮人労働者のことが最初に現れるのは、一九〇七年一月二日の紙面で、そこには、「肥薩鉄道工所用の人手として傭入れし朝鮮人四十名は去十月三十日人吉に到着せりと」と出ている。この一〇月三〇日人吉着というのが、その第一陣であるとするれば、九月二一日に中国人労働者が送還されてから一月余りの時間が経過していることになる。

そして、一二月二一日の「矢岳隧道の工事」と題する記事によれば、朝鮮人労働者の数は「五十名」と出てくる。関連する部分を引用してみよう。

(前略) 工事受負者は鹿島組にて目下六百の工夫を使役し盛に工事中なるが内五十名は韓国人夫にて韓、国、鉄、道、工、事、に、経、験、ある、為、め、成、績、良、好、の、方、に、て、衛、生、状、態、亦、宜、し、く、本、年、中、一、名、の、伝、染、病、患、者、を、出、さ、さ、る、位、也、(後略)

鹿島組が矢岳トンネルの工事で使役している六〇〇名の工夫のうちの五〇名が朝鮮人労働者であるという。しかし、この記事で注目すべき点は、鹿島組が移入した朝鮮人労働者は、朝鮮における鉄道工事に従事した経験者であったという部分である。該当するのは、おそらく京釜鉄道の工事であろう。朝鮮の京城(ソウル)と釜山を結ぶ京釜鉄道は、一九〇一年八月に工事に着手し、一九〇五年一月に開業した鉄道であるが、この工事を請け負った鹿島組は工夫に朝鮮人を採用している。『日本鉄道請負業史 明治篇』が、「土工人夫は凡て韓人が使用された。彼等はチゲと称する運搬用具を背負い能く労働した。彼等は負荷力甚だ強く、四斗樽一ヶをこのチゲにて背負い平気で運搬した」(四三四〜四三五頁)と記しているように、鹿島組にとって朝鮮人労働者の「優秀さ」は既に実証済のことであった。この点は、間組も同様である。だから、肥薩線の工事に鹿島組が最初に移入した朝鮮人は、おそらく、この京釜鉄道工事に従事した労働者であった可能性が高い。

それに、「衛生状態」云々の記述には、当時の外国人観、とくに中国人・朝鮮人観がうかがわれる。とりわけ、言外に比較の対象にされているのは、中国人労働者であろう。既に、第一節でみたように、中国人労働者排斥を正当とする論拠の一つに、常に「衛生」問題があげられていたからである。

しかしながら、『九州日日新聞』の報道から受ける感じでは、朝鮮人労働者の移入に対するエキセントリックな反応はみられない。中国人労働者の問題が発生した時ほどセンセーショナルな取り上げ方はしていない。逆に朝鮮人労働者の存在がそれほど注目されていないような印象すら受ける。

ところが、一九〇八年一月二六日の朝鮮人労働者のストライキ事件が、彼らの存在を大きくクローズアップすることに

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者(小松)

なった。

●韓人の同盟罷工

△肥薩鉄道工事中の樁事

△原因は両国因習の衝突

既電の如く二六日県下球磨郡人吉に於て肥薩鉄道工事の韓国人夫百六十名が突然同盟罷工を企てたる樁事ありたり今事件の真相を聞くに目下同鉄道工事中の人夫として球磨郡に入込める韓国人は藍田村のみにて三百名に上り此内五六名は夫婦者にして女は□て炊事の方に使役され居れるが此等の婦人は日本人夫に対して常に恐怖心を懷き何れも警戒を加へゐたる模様あり然るに二六日の朝九時韓国人夫が矢岳隧道の工事に出掛けたるあとにて労役を終へて韓人と交代したる日本人夫立方某は炊事に従事中の韓国婦人に向つて骨休めの一杯機嫌にて戯言を言いかけたるより他人に顔を見らるゝさへ耻辱と心得をれる韓国婦人のことゝて大いに立腹し其の旨本夫に訴へたれば妻帯せる六名の韓人を初め他の百六十余名の韓国人夫何れも日本人の行為に激昂し婦女を辱かしむるが如き野蠻国には一刻も止まり難しとて一同仕事場を引上げたるより受負者大木組の事務員及び請願巡查等は大に驚ろき種々交渉する□ありしも韓人等は頑として聞き入れず一同早くも帰国の準備をなすにぞ前記請願巡查は同日午後三時頃百六十名の内の八十八名を人吉警察署に伴ひ行き事情を訴へて処置を願ひ出でたれば豊永荒木の両巡查部長は通弁人を介して先ず日本人の習慣を談り聞かしたる上韓国婦人に戯言を言ひたるは決して悪意に出でたるに非ざる事を懇ろに説諭したるが始めは容易に承知する模様なかりしも後ちに至り漸く了解する所あり明日より再び就業すべき旨を誓ひて人吉署を退出したるが事務員等も事の円満に終局したるに始めて安堵し韓国人夫一同を人吉九日町十蔵屋に案内して夕餐を馳走したる由なり(人吉特派員)(一九〇八年一月三〇日)

この記事によれば、先に紹介した記事からわずか一月ほどの間に朝鮮人労働者の数が、「五十名」から、藍田村だけで「三百名」というように急激に増えていることがわかる。そして、山腹に飯場を建てて生活していたらしい。わずか一月余りの間にこれだけ大量の朝鮮人労働者が移入されたようだ。では、最終的にどれだけの朝鮮人がこの工事に従事したのだろうか。驚くなかれ、後に引用するように、『九州日日新聞』の一九〇八年四月八日の報道によれば、「矢岳隧道より藍田村間」だけで「五〇〇名以上」と出てくるのである。『日本鉄道諸負業史 明治篇』があげている「百五十人許」をはるかに上回る数字である。

それでは、一九〇八年前後、熊本県にはどれだけの朝鮮人が居住していたのであろうか。

公式的な統計である『熊本県統計書』に「在留外国人」の項目が設置されたのは一八九〇年からであった。その年は「北米合衆国」「仏国」「英国」の三ヶ国人だけである。そこに、一八九四年から「瑞西国」が加わり、一八九六年より「独国」が加わった。いずれも、熊本に居住しはじめた年から統計書にあらわれ、その国の人が一人も県内にいなくなれば統計書から国名が消えている。ちなみに、「清国」の欄が設けられるのは一八九七年から、「韓国」の欄にいたっては一八九九年に初めて設けられたに過ぎない(男一、女一の二名)。

ここで、一九〇〇年代に於ける熊本県在留外国人数の推移をまとめた次表を見ていただければおわかりのように、ストライキ事件のあった一九〇八年段階でも在留朝鮮人の数はわずか一〇名に過ぎない。最高でも、翌一九〇九年の二六名である。ちなみに、一九〇八年末段階の全国の在留朝鮮人も四五九人に過ぎない。新聞報道が正しければ、肥薩線の工事に従事した朝鮮人の方が、全国の数値より多くなるのである。つまり、鉄道工事などに従事した朝鮮人労働者の数は、県や国の公式な統計書にはまったく含まれていない、いや反映されていないと考えてしかるべきである。ここに、公式な統計書だけに依存した朝鮮植民地支配以前の在日朝鮮人数がいかに実態とかけはなれているか、如実にあらわれている。

表 1900—1909年の熊本県在留外国人数の推移（主要国のみ）

	韓 国			米 国	仏 国	清 国	総 数	韓 国 (全国数)
	男	女	計					
1900	1	1	2	1	15	1	32	196
1901	0	0	0	7	15	13	50	355
1902	0	0	0	13	16	11	63	236
1903	0	0	0	17	15	8	63	224
1904	0	0	0	18	16	10	55	233
1905	9	2	11	11	16	19	70	303
1906	6	2	8	11	17	5	51	254
1907	6	0	6	11	19	14	61	459
1908	10	0	10	15	19	14	69	459
1909	26	0	26	13	18	27	96	790

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

（備考）『熊本県統計書』、『日本帝国統計年鑑』による。数字は、いずれも各年末のもの。

それに、このストライキの原因も、『九州日日新聞』の記者の探訪したところの日本人工夫が朝鮮人婦人に猥雑な言葉を投げかけたからという点にだけ求めるのもいささか単純すぎるような気がする。というのも、二月から六月にかけての『九州日日新聞』には朝鮮人労働者の脱走の記事が相次いで掲載されており、その理由として、過重な労働や賃金の安さが指摘されているからである。だから、記者の指摘する「戯言」事件は、日頃の鬱積した不満を爆発させる契機となったに過ぎないと考えたほうが適當であろう。

そこで、次に、脱走に関する記事のいくつかを紹介してみたい。

●朝鮮人の無気力

△仕事ができなくて無銭で帰国

朝鮮□何処のものか李順良（三十一） 徐世寶（二十六） 高德七（三十）と云るを濡手に粟の一儲けせんものと過般日本に押渡り肥薩鉄道工事の人夫になり一日ほど働き見たるも仕事ができなくて堪へ切れず熊本へ流

れ来り糊口に窮しては詮方なく再び大江村の軽鉄工事や、本妙寺の道路工事などに手を出し今度こそはと力んで見たるも根が性なしの朝鮮人として何れも半日ばかりで止めいよ／＼糊口に窮し居る有様を不憫に思ふ人ありて春日の紡績会社に連行き訳を話して頼みたるに同会社にも気の毒がりて特別に一日二十八銭を給し食料其他□□の取扱をしてやりたるも是また堪へ切れず旅費の出来るまで働き居よと真実親切に言つてくれるをも聞かず無銭にて一昨二十五日遂に帰国の途に就きたりとのことなるが定めし例の乞食根性居をさらけ出して道々人様の御厄介になつてることなるべし（二月二八日）

●韓人夫の逃走頻多

△警察署にて持て余す

肥薩鉄道矢岳隧道より藍田村間の鉄道工事に使役中の朝鮮人夫は五百名以上に達しをれるが二人三人宛の逃走は殆ど絶ゆる時なく警察署に於ても其搜索に手を余しをる位なるが去二十九日又々二十一名の逃走者ありとて搜索方出願したり斯く逃走頻多なる□労働過激なる事、勞金の安き事、怠惰の性癖止まず、食費に不足する事、言語不通なる事等が重なる原因なるが如し中には韓国除隊兵及び無頼漢の煽動によるものも多しと云（四月二日）

●韓人路頭に迷ふ

肥薩鉄道工事に雇はれるたる韓国釜山港金胤連（四十）長男某二名は一昨日市内迎町に徨ひ来り飢餓に迫りをれるを長六桶派出所詰清水巡查が菓子など買ひ与へて大に勞はり居るところに古桶屋町大工職米光正太郎（三十五）も通り合せ金一円七十銭を恵与したるうへ熊本停車場へ送り届け遣りたりと（五月二四日）

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

●韓国工夫逃来る

肥薩線矢岳隧道の工夫韓国人七名は昨日当地に逃げ来りたるが和泉警務長は之に旅費を与へて帰国の途に就かしめたり（二十五日官崎発電）（五月二六日）

●韓人路傍に徨ふ

肥薩線工事に使用されるたる京城南山金運福（四十）と云ふは一昨夜春日町に徨ひ来り餓餓に迫りて春日橋際に倒れるたるを市外田崎村本庄法作が助け起し金若干を施与したりと（五月二八日）

●韓人路頭に徨ふ

韓人南太石（三十七）は一昨夜九時過ぎ迎町に徨ひ来りたれば通りかゝりの誰彼金を恵みて熊本駅に連れ行き汽車に乗せて門司へ送りたり（六月二日）

●怒のない韓人

韓国慶尚南道東萊府呉律同（三十九）は肥薩鉄道工事に雇はれ中眼病に罹りて想はしく仕事も出来ねば一昨日市内明八橋に徨ひ来り飢餓に迫り居れる模様なるより付近の有志等飯を食はせて朝市場内を連れ廻り義捐金を募りしに立所に金五円余纏りたれば該金を同人に渡せしに呉律同は何故か其中より二円を受取り残余の三円を返却せんとするより世話人は之を各有志に一々返戻するも面倒なれば其理由を問はんとすれば呉律同は腹を鼓いて既に満腹せし旨を告げ且紙片に鉄路を畫いて門司を示したれば一同は始めて其意を知りたるが其中宇土小学校の野尻氏来て通弁し辛く双方の意志疎通したれば該金を恵与せしに同人は非常に喜びて門司へ赴きたりと（六月二三日）

以上のような記事を総合すると、朝鮮人労働者の逃走は、かなりの数に上ったことが推測できる。それも、熊本方面だけでなく、宮崎方面にも逃走している。そうした逃走者に対して熊本の人々が示した厚意の数々も記録に留めておく価値があるが、それよりも、鹿島組の工事がいかに重労働であったかが思い忍ばれる。一九〇九年一月二〇日に鹿児島で行われた鹿児島線の開通式で挨拶した鉄道院鹿児島出張所の所長伊地知壯熊の「工事報告」によれば、矢岳トンネルの工区の竣工費は「約五百八万五千元」の巨額に上ったという。その隣の工区で朝鮮人労働者を大量に使役した鹿島組は、「はじめに」で引用した『日本鉄道請負業史 明治篇』の記述にあるように、前工区の損失を埋め合わずに十分な利益を上げたということであるが、朝鮮人労働者を、いかに低賃金で酷使したかが忍ばれる。

工事中の事故による犠牲者も多かったことだろう。しかし、『九州日日新聞』には、一九〇八年三月二九日の「韓国慶尚道安東生れ崔吉南」の死亡事故一件しか載っていない。しかも、この事故は、藍田村七地の工事現場で起きた事故だとあるから、この工区の担当は間組であって鹿島組ではない。鹿島組の工区で発生した事故としては、「四十一年十二月八代起点四十八哩五十鎖付近の地層が我然陥落し山腹崩壊し被害切取約四千坪に達し、其他の建造物も破壊され人夫小屋、農家各一棟及田地数畝を埋没し、付近一帯の地形を全然一変するに至った」という『日本鉄道請負業史 明治篇』三八六頁の記述が、管見の限りではほとんど唯一のものである。今後、より詳しい調査が必要である。

また、忘れてならないことは、現在建設業界の大手を自認している鹿島組（建設）や間組、さらには西松組（建設）などは、皆、九州地区の鉄道工事を担当したことが発展の基礎をなしたということである。なかでも、一八八九年四月に設立された北九州門司の小会社に過ぎなかった間組は、『日本鉄道請負業史 明治篇』がいささか自慢げに記すように、官設工事への最初の進出であった肥薩線の工事を鹿島組の援助を受けつつ完遂したことが、「同組発展の基礎を築くことになった。これらの会社が、戦時下の朝鮮人強制労働ばかりでなく、その設立当初の段階から朝鮮人労働者を酷使して肥え

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

ふとっていったことを、私たちは見過ごすわけにはいかない。

おわりに

球磨郡藍田村だけで三〇〇名、人吉・矢岳間の工事全体では五〇〇名以上という多数の朝鮮人労働者は、いつ頃、どのようにして帰国の途についたのか、『九州日日新聞』の記事から窺い知ることはできない。ただ、一九〇九年二月二四日の紙面に、矢岳駅の開業から二月二一日までのほぼ一月間の乗降客数が紹介されており（乗車人員七七九名、降車人員八一四名）、その説明文に、「人員多かりしは鉄道工事の人夫引揚げの為に平日は乗降合して三十人以下ならん」とあることから、おそらくこの期間中に引き揚げたのであらうと推測するのみである。

また、かなりの数に上る脱走者の中には、そのまま九州に留まった人もいたかもしれない。そして、そういう朝鮮人たちの中から、たとえば、地元の人在一九三三年前後と記憶されている山北村（現玉東町）のミカン園開墾に従事した朝鮮人労働者をたばねた日本語のよくてできる「親方」のような存在が、九州各地で誕生した可能性もある。

今回、『九州日日新聞』をつぶさに調べていって分かったことは、肥薩線の工事以外にも、熊本県内のあちこちで朝鮮人が使用されていたことである。これまで引用した記事からも、逃走者が春日の紡績会社（鐘紡）や大江村の軽鉄工事（熊本軽便鉄道）、それに本妙寺の道路工事現場で働いた例が明らかである。この中で、本妙寺の道路工事は、一九〇九年に予定されていた加藤清正の肥後入国三〇〇年を記念した「清正公三百年祭」にあわせて計画されたものであり、一九〇七年七月一日から着手され、一九〇九年二月二八日に開通しているが、この工事に外にも朝鮮人が使われていたことは、次の新聞記事からも判明する。

●朝鮮人の恋

市外花園村字牧崎田岡健蔵妻キト（二十三）は髪摘業を営み丸顔のポツテリの村一番の愛嬌ものなるが其にゾツコン惚込みたるは旧臘以来同村本妙寺新道路工事に雇れ居る朝鮮人鄭寧邦（二十八）と言へるものにて出小屋で聞けば健蔵は夫にあらざ兄なりと仮初の話を真に受け菓子を抱んで持つて行くやら酒を提げて持つて行くやら日夜を分たず通ひるとは憐れにも亦いぢらしき話なり（一九〇九年一月一四日）

「旧臘以来」とあるから、鄭寧邦なる人物も肥薩線工事から脱走してきた可能性がある。
また、牛深の魚貫炭鉱（日本練炭株式会社所有）で労働していた朝鮮人もいたようだ。

●駅員の親切（哀れなる韓人）

韓人姜福進（四十）はこれまで下ノ関某料理店に雇はれぬたるが店主の虐待に堪へて一昨日同家を出て天草郡魚貫村炭坑に在る従兄弟某を尋ね行く途中熊本駅を魚貫と思つて同駅に下車し駅員に向ひ『魚貫は此処か』と尋ねしより魚貫は三角に出て海を渡らねばならぬと教へしに姜は未だ遠いのかと今更の如く打驚き愚図々々するうち午後六時の三角行列車も出て了り宿料も所持し居らざれば駅員は不憫に思ひ同駅内に一泊さして昨朝一番より三角に赴かしめたりと（一九〇八年七月五日）

このように、朝鮮植民地支配以前の熊本における朝鮮人労働の事例は、予想以上に件数ともにかつたことがわかる。さらに、つぎのような記事をどのように判断すればいいのだろうか。

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）

● 韓語を知らぬ韓人 二百余円を盗みて捕はる

自称韓国釜山生れ朴金午（二四）と云ふは八歳のをり日本に來り熊本市内に居住すること十二年間夫れより門司に移り四年間同地に在り前後十六年の間日本に居りし事として殆んど自国の言葉を知らず何処にても日本人と稱し居たるが本年十月下旬故國に歸り客月二日以来同二十一日までに京仁龍間に於て各所より金子二百余円を窃取し此程檢事局に送られたりと（一九〇九年二月三日）

真偽は定かではないが、この朴金午なる朝鮮人は、実に八歳のとき、つまり日清戦争以前の二八九三年に日本にやつてきて、十六年もの長きにわたつて熊本や門司に住んでいる。外交官でも留学生でもない人物が、である。

また、『熊本評論』第五号（一九〇七年七月二〇日）の「九州労働界の危機」という記事には、小倉の同志からの報告として、「今や我地方には朝鮮労働者三百余名の輸入あり、彼等は長時間の労働に堪へ、腕力も強く良くコキ使はれて不平も云はず云々」と出ていることも考えあわせると、一九一〇年以前の日本には、おそらく何千人という規模で朝鮮人労働者が存在していた可能性が強く、当時の日本に居住していた朝鮮人のほとんどが外交官や留学生であつたというこれまでの在日朝鮮人史研究の「常識」は、もはや通用しないといつても過言ではないであらう。今後の課題は、全国各地のこのよ^うな事例を数多く発掘し、植民地支配以前の在日朝鮮人のありようを正しく位置づけることではなければならない。

註（一） 鉄道建設業協会、一九六七年二月。本書は、一九四四年九月に謄写版刷で上中下三巻（各巻約六〇〇頁）として一五〇部発行されたものの復刻である。編者は菅野忠五郎ら。

なお、本稿では、引用した史料すべてにわたつて旧字体を新字体に改めている。

（二） 「半島」とは朝鮮（人）に対する当時の呼称であり蔑視感も含まれているが、本稿ではそのまま引用した。なお、本史料を転載している『人吉市史』第二巻は、「半島」の二文字をすべて削除して引用している。他にも、「鹿児島組」を「鹿児島組」とするなど、『人吉市史』の引用には誤りが多い。

(3) 新藤東洋男氏は、すでに、『歴史評論』第一八七号(一九一六年三月)に「朝鮮國労働者の強制雇傭経過―日韓併合」前におけるその実態」を発表し、明治三一、二年ころ長崎県の口之津の石炭積込荷役として朝鮮人が使用されていたこと、さらに三人の人物が工夫募集のために朝鮮に渡って画策していた事実を紹介した。しかしながら、新藤氏も、「朝鮮人の日本移住は、一九一〇年に日韓併合がなされる前には、外国人労働者入国制限法(一九一七年公布)による法制的規制を設け、原則的に中国人、朝鮮人労働者の移住を許可しない方針でのぞんでいた」ので、朝鮮人は「密航により移住させられ雇傭された」のであろうと述べるにとどまっている。

(4) 金英達「在日朝鮮人社会の形成と一八九九年勅令第三五二号について」(『在日朝鮮人史研究』第二二号、一九九一年九月)
(5) 当時の国名からすれば「清國人」「韓國人」という呼称を使用するのが正当であろうが、本稿では、便宜的に「中国人」「朝鮮人」で統一した。

(6) 「本邦在留清國人へ内地旅行免状下付ニ関スル件」(国立公文書館所蔵『明治二八年公文雜纂卷六外務省』、請求番号二八一―三三三―三三三)。本史料にあるように、なぜ「米國公使若クハ領事ノ保証」を必要としたのか、その理由は判然としない。アメリカにおける中国人移民問題と何らかの関係があったのであろうか。

(7) 尾崎忠治の他、田中不二麿、細川潤二郎、河瀬眞孝、清岡公張の五名で委員会が構成された。なお、布川氏は前掲論文で尾崎忠治のことを尾崎三良としているが、これは誤りである。

(8) 「御下付案」(国立公文書館所蔵『樞密院文書』、請求番号二八一―五一七〇C九)。許氏が「日本における労働移民禁止法の成立」で紹介している「委員会修正案」は、なぜか、第二条の傍線部分が欠落している。傍線部分が確実に存在していたことは、七月二日の樞密院会議の第二號会に提出された「委員会修正案」をみても明らかである。

(9) 「決議」(同前、二八一―五一一〇F一九八)
(10) 「樞密院會議事録 八」(東京大学出版会、一九八四年)。
(11) 同前。以下、各顧問官の発言もすべて同前書からの引用である。

(12) 樞密院決議の議事録を見る限り、第二条に関しては、「御下付案」に基づいて審議されており、「委員会修正案」で付加された雇用者罰則規定は審議されないまま、罰金の額の修正のみで終了している。このようにして、勅令の条文中より雇用者罰則規定は削除されたが、興味深いのは、樞密院での決議後に起草された内務省令第四二号の案に、「四 明治三二年勅令第一号第一條ノ許可ヲ受ケザル労働者ヲ使役スルコトヲ得ニ犯ス者ハ二十五円以下ノ罰金ニ処スル事」と、雇用者の罰則規定が盛り込まれたことである。許氏が前掲論文で紹介している勅令の可決以前に内務省が準備していた省令案には見当たらない個所なので、おそらく勅令から雇用者罰則規定が削除されたことで急遽盛り込まれたのであろう。この点に当時の内務省の姿勢が明瞭に窺える。ただ、内務省令第四二号案を審議した閣議において、青木外相より、勅令の中に労働者の処罰規定があるのに、この上さらなる雇用者罰則規定は不必要であるとの反対意見が出され、またもや省令からも削除されたという経緯がある(許前掲論文参照の「肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者」(小松)

肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者（小松）と。

- (14) 昨「労働移民禁止法の施行をめぐって」一一七頁。
- (15) 以下、新聞記事の引用は、すべて『九州日日新聞』からのものである。
- (16) 一八八九年に、間・七地・大畑の三カ村が合併して成立した自治村。一八九一年時点の戸数は七七二、人口は三七九八人であった。一九四二年に人吉市に合併された（『角川日本地名大辞典44 熊本県』より）。
- (17) 『角川日本地名大辞典45 宮崎県』によれば、松尾は、当時椎葉村の大字名で、一八九一年時点で戸数二〇四、人口一五七人であった。しかし、吉松からは直線距離にしても七〇キロ余あり、山また山の峻峻な地形で、とても一日で移動できるような場所ではない。宮崎県には、この地に、小丸川上流の児湯郡木城町に松尾山（標高六三二メートル）というところがあるが、このこともかなりの遠方であり、吉松の近くに「松尾」に該当する地名は見当たらない。
- (18) 『鹿兒島電報』（『九州日日新聞』一九〇七年九月二日）
- (19) この中国人労働者排斥問題に関する社会主義者たちの反応を見ると、当時熊本で発行されていた『熊本評論』の論調である。『熊本評論』では、第三号・第五号・第六号の三回にわたってこの問題を取り上げている。特に、その第三号（一九〇七年七月二〇日）の「九州労働界の危機」において、「吾人は我労働者諸君が敵意を彼等苦力に含まずして敢て一致向上の道を開かれんことを希望す」と述べ、また、第五号（一九〇七年八月二〇日）の「支那苦力愈来着」において、「吾人は更に一般労働者に警告す、同境遇にある異郷の労働者に対しては宜敷愛敬の念を以て之を迎んことを」と希望しているように、日本人労働者に対して同じ労働者階級としての連帯を呼びかけていることが注目できる。外国人労働者問題に対する『熊本評論』の立場は、万国労働者の自由往来という考えから、原則的に入国を認める立場であったようだ。こうした観点から、第六号（一九〇七年九月五日）の「支那苦力追還」において、「手統きの粗漏あるを幸ひに、支那人排斥の突を行ふに至りては、当局の失政として其の非を鳴さんとす」と行政当局を非難し、この問題がアメリカにおける日本人移民問題に悪影響を及ぼしかねないことを懸念していた。なお、『熊本評論』の記事については、上田穰一氏の「ご教示」による。
- (20) 朝鮮の鉄道工事への日本資本の進出が、逆に日本における鉄道工事への朝鮮人労働者の呼び水となった可能性を最初に指摘したのは、川瀬俊治氏の『もうひとつの現代史序説—朝鮮人労働者と「大日本帝国」—』（ブレーンセンター、一九八七年）である。
- (21) 『熊本評論』も、人力車夫問題に忙殺されていたのか、次に紹介するストライキ事件も含めて、肥薩線工事における朝鮮人労働者問題にはまったくふれていない。
- (22) 記事の中に「大木組」（大本組か）とあるのは、「鹿島組」の間違ひではないかと思われる。現在のところ、朝鮮人労働者を使役したことが明確なのは、鹿島組と間組だけである。しかし、大本組もこの区間の工事を担当しており、朝鮮人労働者を使役した可能性がまったくないわけではない。
- (23) 具体的な数値は上げていないが、政府発表の在日朝鮮人数をはるかにこえて朝鮮人労働者が移住していたことは、川瀬前掲書

が指摘している（八五頁など）。

(24) 大畑駅には、一九〇八年一〇月に間組が建立した工事の殉難者慰霊碑があるが、一四人の犠牲者のうちの一人が朝鮮人であり、「全(明治)小松註」四十一年三月十六日死 韓国京畿道南陽郡新市街 崔吉南 全(行年)小松註)三十三歳」と刻まれている。おそらく、この新聞記事が報じた犠牲者と同一人物であろう。

(25) 日本語が上手であったことが必ずしも日本での居住年数の長さを意味するものではないにせよ、こういった可能性を完全に否定することはできない。

(26) 肥薩線工事における中国人・朝鮮人労働者問題の全容を明らかにするためには、鹿児島県側の資料も参照する必要があるが、時間的制約などの理由で本稿では触れることができなかった。今後の課題としたい。

なお、本稿の作成にあたって、国立公文書館、交通博物館、熊本県立図書館の各機関、および金英達、芦田徹郎、園部裕之の各氏に大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。